

暮らしに「ほっ」を届けるマガジン

コロポックル

Koropokkuru

特集

民法の一部が改正されました
〜自筆証書遺言の方式緩和について〜

成年後見利用促進シンポジウム

広域連携による成年後見利用促進

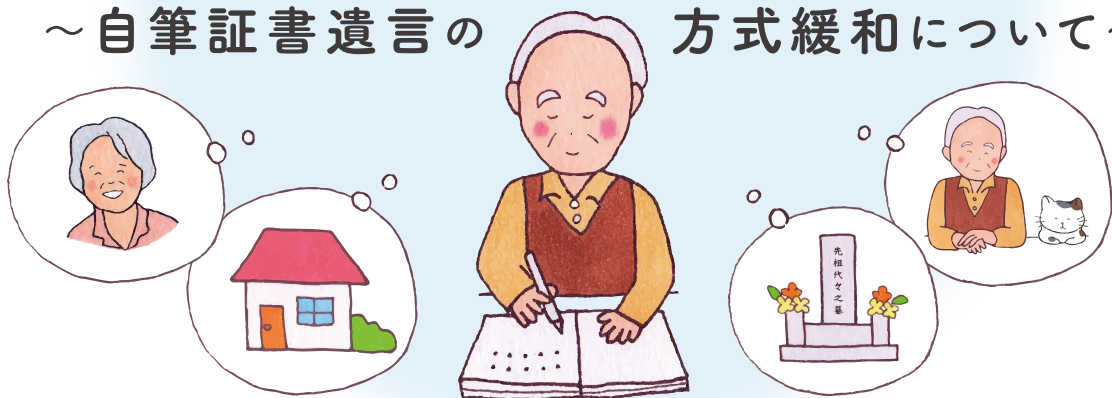


室蘭市:白鳥大橋



民法の一部が 改正されました

～自筆証書遺言の方式緩和について～



民法の一部が改正されたことをご存知でしょうか？

新聞やテレビ等で見聞きしてご存知かもしれませんが、では、それが自分の生活にどのようにかかわってくるのかという話になると、なかなかイメージできない方も多いのではないのでしょうか。そもそも民法とは何なのか、おそらく普段の生活で意識することはほぼ無いのではないかと思います。

民法がどのような法律なのかをごく簡単に言うと、人と人が関わり合う社会における基本ルールを定めた法律です。所有権など物に対する権利などを定めた「物権」、契約や人に対する権利などを定めた「債権」、結婚や親子などを定めた「親族」、相続人や遺言などを定めた「相続」などの規定に分かれています。

現在の民法は明治の時代に制定されたものですが、これを現代社会に見合ったものにするために、2017年に債権部分を、2018年に相続関係の部分を改正する法律が公布されました。公布とは成立した法令を知らせることで、実際にその法令が実施(施行)されるまでは一定期間あり、今回の改正も段階的に施行されます。

そこで今回は、改正された部分の中から、相続関係の中でも多くの方に身近な遺言についての変更点をまずご紹介いたします。

自筆証書遺言

遺言にはいくつか種類がありますが、中でも自分で手書きする「自筆証書遺言」と、公証人に作成してもらう「公正証書遺言」が一般的です。2019年1月13日から書き方の方式が変わったのは、自筆証書遺言です。

「自筆」というくらいですから、以前は①全文、②日付、③氏名を自分で手書きし、④押印する必要がありました。今回の改正のポイントは、「①全文を手書き」という部分です。遺言書の内容のうち、「相続させたい財産の内容(財産目録)」を別紙で作成して添付する場合は、財産目録のページは手書きしなくてもよくなりました。

例えば、改正前の全文手書きの場合では

図1

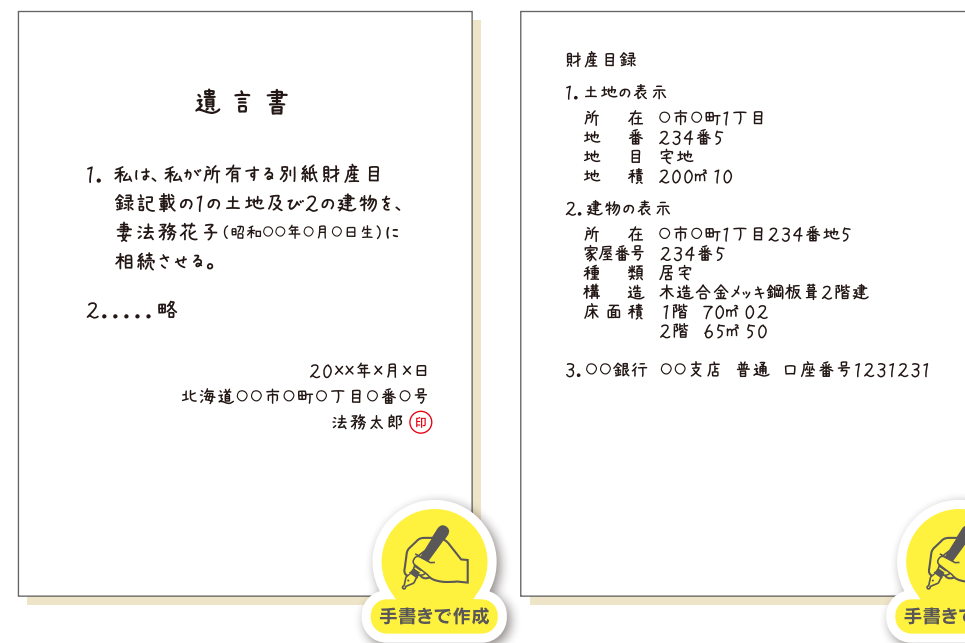


図1のように、本文だけでなく相続させたい不動産や銀行口座の情報もすべて手書きです。

改正後の、本文は手書き、財産目録をパソコン等で作成した場合

図2-1

遺言書

1. 私は、私が所有する別紙財産目録記載の1の土地及び2の建物を、妻法務花子(昭和〇〇年〇月〇日生)に相続させる。

2.....略


20xx年x月x日
北海道〇〇市〇町〇丁目〇番〇号
法務太郎 (印)

財産目録


1. 土地の表示
所在 〇市〇町1丁目
地番 234番5
地目 宅地
地積 200㎡

2. 建物の表示
所在 〇市〇町1丁目234番地5
家屋番号 234番5
種類 居宅
構造 木造合金メッキ鋼板葺2階建
床面積 1階 70㎡02
2階 65㎡50

3. 〇〇銀行 〇〇支店 普通 口座番号1231231



手書きで作成



パソコン等で作成

このように、本文(図2-1の左側)は自分で手書きする必要がありますが、財産目録(図2-1の右側)はパソコン等で作成して添付することができるようになりました。ここでひとつ気を付けなければならないのは、手書き以外の方法で作成した財産目録を添付する場合は、本文だけではなく、必ず財産目録の全てのページにも署名と捺印が必要になることです。例えば財産目録が3枚に渡る場合は、1枚ずつ3枚すべてに署名捺印が必要です。また、財産目録が裏表で1枚の場合は、表面のみの署名捺印では足りず、裏面にも署名捺印が必要です。押印はなるべく実印で、また本文と財産目録は別の用紙で作成する必要がありますので、遺言書が完成したらホッチキスなどで綴じ、ページの継ぎ目に押印(契印)しておけば、改ざんも防げますし、ご遺族の方もわかりやすいでしょう。

図2-1のように財産目録をパソコン等で作成する他にも、図2-2のように土地・建物の登記事項証明書(いわゆる登記簿謄本)や通帳などのコピーをつけて、それらを財産目録とすることもできます。これらも手書きで作成したものではないので、コピーの全てのページに署名捺印が必要です。

自筆証書遺言を書き間違えた時の訂正方法にも決まりがあり、少し難しいのですが、財産目録として登記事項証明書や通帳のコピーをつければ、普段書き慣れない不動産の表示を間違えることもありませんし、口座番号等の細かな数字を書き間違えることもありません。手書きが必要な部分が減るので、頑張って書いていたのに、途中で間違えて厳格な訂正方法が分からずまた一から書き直す…という心配も少なくなるでしょう。

※自筆証書遺言の訂正方法

訂正方法は変わりません。①その場所を指示し、②これを変更した旨を付記して③特にこれに署名し、かつ、④その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じないのですが、これがどういうことなのかを先ほどの例を使ってみると図3のようになります。

訂正場所の指示方法は他にもありますが、一例として分かりやすいと思われる方法です。それでも、通常の文章を訂正する場合は違い、難しいと感じるのではないのでしょうか。訂正方法を間違えると遺言の効力に影響が出る可能性があるため、できれば初めから全て書き直すことをおすすめします。

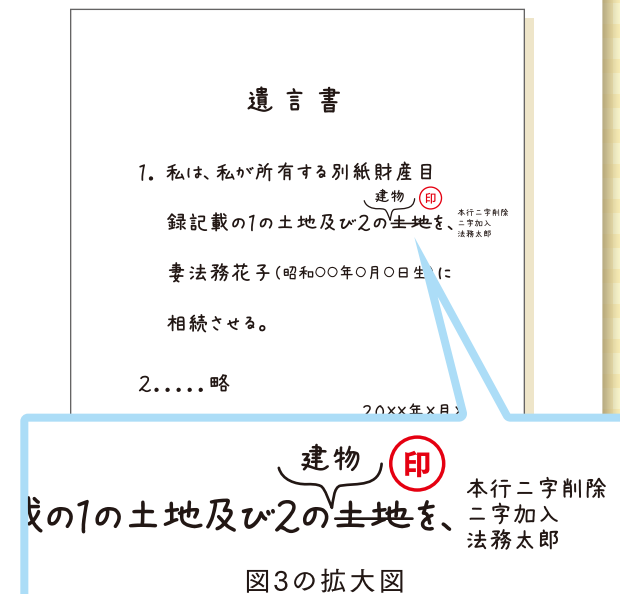
文字を書く量やこの訂正方法を考えても、従前の方式では特に高齢の方が自筆証書遺言を作成される際には負担が大きいものだったかもしれません。新しい方式では以前よりも利用しやすい方式になっていると思いますので、まだ遺言を作成していない方は、これを機に作成してみてもいかがでしょうか。

図2-2



土地の登記事項証明書のコピーを財産目録1とした場合

図3



遺言書

1. 私は、私が所有する別紙財産目録記載の1の土地及び2の^{建物}宅地を、妻法務花子(昭和〇〇年〇月〇日生)に相続させる。

2.....略

20xx年x月x日

法務太郎 (印)

本行二字削除
二字加入
法務太郎

図3の拡大図

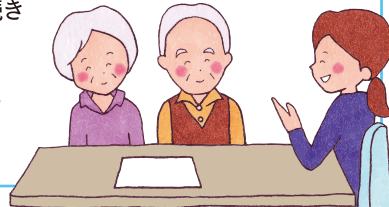


自筆証書遺言に関する 今後の予定

現時点では自筆証書遺言の作成後は各自保管をし、相続開始の際に家庭裁判所で検認の手続が必要です。公的機関で保管したい場合は公正証書遺言を作成し、公正証書遺言は検認の手続が不要です。来年2020年7月10日からは、自筆証書遺言について各自で保管する以外にも、法務局で保管してもらうよう申請することができるようになります。自筆証書遺言を法務局で保管することにより、紛失・改ざんなどの心配がなくなり、相続開始の際には相続人等から遺言の有無を確認することができます。また、法務局で保管された遺言書は、家庭裁判所の検認手続が不要になります。

遺言の作成は司法書士など専門家にご相談を！

遺言は自分が亡くなって初めて効力が発生するものです。遺言を初めて目にしたご遺族の方が「具体的にどの財産をどうしたいのかわからない」「この内容では手続きができない」となってしまうと、その時にはもう自分に意思を確認してもらうことも、遺言を書き直すこともできません。そういったことを防ぐには、司法書士など専門家に相談することがポイントです。



民法で定められた方式どおりに作成されているかチェックします

方式が緩和されたものの、自筆証書遺言には依然として厳格な方式が残されています。せっかく書いた遺言が方式に則っていないがために無効になることがないよう、形式的に不備がないかチェックします。

実現したい意思が明確に伝わる文書として残せます

遺言の雛型はネットや本で調べることができます。ですが、自分が実現したい内容を法的な文書にするのは意外と難しいものです。例えば、自分の不動産を長男にあげたい場合、長男に「相続させる」「譲る」「与える」「まかせる」「ものとする」「渡す」等、なんとなく意味が伝わりそうな言葉はたくさんありますが、確実に長男に取得させたい場合にどのように記載すると良いのか。あるいは、相続人ではない孫に取得させたい場合はどのように表現するか…曖昧な表現や誤った用語の使い方がないか、誰が見ても自分の意思が明確にきちんと伝わる内容となっているか、法律専門家の観点から内容を一緒に考えます。

実際に財産を受け取る方がスムーズに手続きできるよう、遺言の内容についてアドバイスします

例えば、財産を受け取る方が他の相続人の協力を得なくても手続きができるよう、遺言の内容を実現する遺言執行者を定めるという方法があります。また、司法書士など専門家が遺言執行者となることもできます。

2020年7月10日から始まる、自筆証書遺言を法務局で保管する制度の利用についてもサポートします

制度を利用するには遺言を書いたご本人が法務局に行く必要がありますが、司法書士も申請書の作成やアドバイスなどを行います。

公正証書遺言の作成のお手伝いもできます

例えば、高齢になり手が震えて文字を書くことが難しい場合でも、公証人に作成してもらう公正証書遺言を遺すという手段があります。司法書士は、自筆証書遺言の場合と同様、内容を一緒に考えたりアドバイスしたりするだけでなく、公証役場との打ち合わせ等も行います。病気や体力の衰えにより公証役場に出向くことができない方でも、公証人が自宅等に出張して作成してくれる場合もあります。

公正証書遺言を作成するとその原本は公証役場に保管されるので、紛失や改ざんの心配がなく、また自分が亡くなった後に相続人等が遺言の有無を問い合わせることもできます。家庭裁判所の検認の手続も必要がないので、相続人等が不慣れな手続きに困惑することなく、すみやかに遺言の実現のために動くことができます。

自分の意思が確実に
実現できるような
遺言が残せるよう、司法書士が
力になります。
気軽に相談してね。



記事：佐野 綾子

広域連携による成年後見利用促進

～市民のための新しい成年後見制度を目指して～

主催：公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート札幌支部



自分がいずれ年老いて、または病気や事故などで判断能力が不十分になってしまったときに、支えとなる成年後見制度。自分らしく生きていくための制度のあり方とは—
このシンポジウムは、平成30年11月17日(土)に札幌市教育文化会館で開催されたもので、後見制度に携わる関係者や市民ら122人が参加して学びを深めました。

成年後見制度の理念とこれから

まず登壇されたのは、成年後見制度の創設に関わった中央大学の**新井誠教授**(日本成年後見法学会理事長)です。

現在の成年後見制度は平成12年に介護保険制度と同時に始まりました。介護は行政による「措置」から自分の意思でサービスを選択し「契約」するものになりましたが、自分の意思で契約するには一定の判断能力が必要で、判断能力が不十分な場合は適切な契約が結べるような手助けが必要です。そのため、「成年後見制度と介護保険制度は高齢社会を支える車の両輪」と言われています。

成年後見制度は、高齢期や心身の不調により生活に不都合があっても、その人にとっての通常の生活ができるような体制を整えることで、さまざまな人が共生できる社会をつくろうという考えに基づいています。また、誰もが自分の意思で自分のことを決める自己決定権を持っており、仮に判断能力が十分でなくても、支援する人や周りの人はその権利や決定を尊重しようという考え方も根底にあります。

このような理念に基づき、これからの制度を考える上で大きなポイントになるのは、「任意後見」と「補助」の活用であると解説されました。



元気なうちに将来に備える「任意後見」

成年後見制度は大きく「法定後見」と「任意後見」に分けられます。既に判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所に後見人を選任してもらうのが法定後見で、元気なうちに、将来の判断能力が不十分になったときに備えて、信頼できる人との間で後見の契約を結んでおくのが任意後見です。将来どういう生活をおくりたいか、誰に後見人として支えてもらいたいのか。今から考えてみませんか。

ちょっと心配だな、という時の「補助」

法定後見にはその人の必要に応じて「後見」「保佐」「補助」のタイプがあります。現在は重い認知症等になった方が「後見」を利用して、後見人にほとんどのことをやってもらうケースが圧倒的に多いです。しかし認知症等の症状が軽く、普段は問題なく暮らしているけれども、複雑な契約になると理解が難しかったり、勧誘を断れずに不要な物を買ってしまうといった不安を抱える方も多いと思われます。

そういう方にもっと利用してほしいのが「補助」です。日常の生活費は自分で使い、近々使う予定のない預貯金を管理してもらう、高価な買い物や大事な契約のときには内容を確認し同意してもらう、介護サービスを使うときは自分の希望を理解したうえで代わりに手続きをしてもらうなど、状況や希望に応じて、どこまで支援してもらうかを決めることができます。

成年後見制度利用促進基本計画

高齢化社会において、成年後見制度を必要とする方は増えているはずですが、まだ十分に利用されているとはいえません。そこで平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、この法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」が平成29年に閣議決定されました（厚生労働省HP参照）。

基本計画では、不正防止を図るとともに、利用しやすいように制度や運用を改善していくことなどが盛り込まれています。

後見人の職務は、財産管理だけでなく、医療や介護、施設入所の手続きなど多岐にわたります。利用してよかったといわれる制度となるには、制度の理念にあるように、本人の気持ちを十分に汲み取って意思決定を支援し、心身の状態や生活状況に配慮して手助けを行う必要があります。

また本人の権利と生活を守るため、後見人や利用施設だけでなく、関係機関や専門家、地域の団体などさまざまな人や組織が「地域連携ネットワーク」をつくって見守り、その調整の役割を担う「中核機関」の設置・運営を進めるとしています。

家庭裁判所の役割

その基本計画に関連して、次に登壇されたのは、札幌家庭裁判所の久保貴紀裁判官です。

成年後見制度において、家庭裁判所は制度の利用開始の判断や後見人の監督など、重要な役割を担っています。中でも本人に大きな影響があるのは、後見人の選任です。

後見人は本人の生活全般に配慮する立場にあり、生活状況は多種多様なので、どのような人が後見人に選任されるかは大きな関心事といえます。「地域連携ネットワーク」や「中核機関」がうまく機能して本人と家庭裁判所をつなぐことで、後見人の選任を本人の状況に応じたより良いものにできるのではないかとその展望が示されました。

そして、札幌家庭裁判所で実際に自治体や様々な団体と連携した取組みが紹介され、家庭裁判所もまた「地域連携ネットワーク」の一員であり、その構築に今後も積極的に協力していくとの言葉は、参加者に心強いものとして伝わったと思います。



北海道の広域連携と市民後見人に関する取組み

シンポジウムの後半は、各地で先進的な取組みを行っている関係者によるパネルディスカッションが行われました。

北後志6市町村で設立された「小樽・北しりべし成年後見センター」、上川中部9市町を対象圏域とする「旭川成年後見支援センター」、羊蹄山麓8町村における広域での連携や、札幌市社会福祉協議会の事業について、各地域の実情に応じた取組みをご紹介します。複数の自治体で連携することにより、相談支援体制の充実、自治体間格差の解消、職員の実務向上やサポート体制の整備など、住民と自治体の双方に利点となっています。

司法書士で成年後見制度に取り組む専門職の団体であり、シンポジウムを主催したリーガルサポート札幌支部の千貝愛支部長からは、北海道では広大な地域に多くの高齢者が点在しており、身近な担い手として、市民が後見人となって地域で支える「市民後見人」への期待を述べました。既に各地でも市民後見人の養成講座などが開かれています。今後さらに、近隣自治体で連携した「中核機関」を設置・運営し、市民後見人をバックアップする体制の整備を進めていくなど、北海道の特徴を考慮した提言がなされました。



地域で支え合う仕組みとして

新井教授の講演からは、北海道は特に社会インフラが細くなっており、成年後見の原点を見つめながら、北海道の皆さんで北海道モデルを作り上げてほしい、というメッセージも感じました。

成年後見制度は、高齢期を迎えても住み慣れた地域で、人としての尊厳を保ちながら最後まで安心して生きるための手段の一つです。将来に備えて任意後見人を決めておく、地域で後見人の担い手になるといった関わり方がありますが、まずは医療や介護と同様に身近な事柄として関心をもち、「地域の人々が地域の人を支えていくための制度」として皆で育てていくことができればよいのではないのでしょうか。

取材：橋本優子

北海道胆振東部地震によって発生した
身近な争いごとを話し合いで解決してみませんか？

司法書士による震災ADR

地震に伴う大家さんとお部屋の借主さんのトラブル、お隣近所さんのトラブル、契約ごとに伴うトラブルなどはありませんか？

ADRとは「身近なトラブルを当事者の話し合いで解決する方法・手段」のことで、当事者同士で直接話し合いでお互い納得することで、関係を修復しやすいメリットがあります。熊本地震の際も多く被災された方同士が、裁判ではなく話し合いでの解決を望み、ADR手続きを利用したといわれています。

札幌司法書士会ADRセンターでは、司法書士が中立の立場で話し合いの進行役となり、それぞれの思いや考えをよく聴いて、共に解決方法を探していきます。当事者それぞれにもパートナー司法書士がついてサポートを受けることができます。

北海道胆振東部地震が原因となって発生した争いごとについてのご相談・お話し合いは無料です。また、地震以外のトラブルのご相談・お話し合いもお受けしておりますので、費用など詳細は同センターHPかお電話でお問合せください。

札幌司法書士会ADRセンター

紛争の目的の価格が140万円以下の民事に関する紛争についてお話し合いができます

お申込み・お問合せ **011-272-0090** 受付時間 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 中菱ビル <http://www.sihosyosi.or.jp/adr/>



平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により、
お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、
被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。
札幌司法書士会では災害対策本部を設置し、平成30年9月10日から
被害に遭われた方のための電話相談窓口「緊急相談ダイヤル」を
開設するとともに、厚真町・安平町・むかわ町など大きな被害を受けた地域の
現地視察、巡回相談などを行っております。
被災地域の一刻も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

北海道胆振東部地震「緊急相談ダイヤル」

フリーダイヤル

0120-115-559

受付時間 午前10時～午後4時（土日祝を除く）平成30年9月10日より当分の間

江別市と空き家に関する協定を締結



札幌司法書士会は、平成30年10月31日（水）に江別市役所において、江別市と「江別市における空き家等対策に関する協定」を締結しました。このような協定の締結は、室蘭市、札幌市に続き3例目となり、全国の司法書士会でもこのような取り組みが増えております。

近年の全国的な人口減少や住宅の過剰供給などの理由により、都市部でも空き家等が年々増加している状況であります。その中でも特に管理されていない空き家が様々な問題を引き起こしております。

札幌司法書士会では「空き家相談ダイヤル（→裏表紙）」を平成29年8月から設置し、市民や自治体職員の皆様からの空き家に関するご相談を幅広くお受けしております。

取材：中西晃弘



協定を記念して三好昇江別市長（左）と札幌司法書士会会長里村美喜夫（右）が固い握手

「ほっ」と相談室 vol.17

～相談内容～

遺産はどうやって分けるのですか？



今回の回答者

札幌司法書士会所属
司法書士

坪田幸子



父が亡くなり、相続人は母と兄と私です。父は生前、「不動産は、お母さんに残したい」と言っていたこともあり、父名義の不動産を母の名義にしたいと思えます。ただ遺言書もなかったのですがどうすればいいのでしょうか。



最終的に兄に納得してもらえない場合はどうなりますか。



遺産分割をするために家庭裁判所に調停の申立てをすることができます。裁判所を交えて相続人全員が納得できるまで話し合い、調停案に全員が合意することにより調停が成立します。

どうしても話し合いがまとまらず、調停が不成立で終了した場合は、審判手続に移行し、家庭裁判所が審理した上で審判がなされることになります。



亡くなった父の財産は、不動産の他、預金や株式などもあります。先に預金から話し合っ手続きすることもできるのでしょうか。



遺産の一部についてのみ遺産分割協議を行うことも可能です。ただ、財産ごとに何度も全員で話し合うのは大変ですし、例えば不動産をお母様がもらう代わりに、お兄様が預金を多くもらうという分け方も考えられます。急がないのであれば、遺産全部について一度にまとめて協議をした方がいいと思います。



円満に解決したいものですね。遺言書を残してくれたらよかったのに。



そうですね。遺言書があると、お兄様の遺留分という別の権利の問題が出てきますが、遺産分割協議をせずに不動産をお母様の名義にすることができたと思います。遺言書は大切な方への最後のメッセージでもあるので、作成されることをお勧めします。



遺言書があればその内容に従って不動産の名義を変えることができたのですが、遺言書がなかったようなので、相続人全員で「遺産分割協議」という話し合いをする必要があります。

民法でも、お母様が2分の1、あなたとお兄様が4分の1という相続の割合が定められており、そのとおりに財産を分けるなら話し合いをしなくてもいいのですが、不動産をお母様の名義にするのであれば、3人全員で話し合っ決める必要があります。



その遺産分割協議の内容は書面にした方がいいのでしょうか。



民法で定められた割合以外の内容で財産を分ける場合は、基本的に相続手続きを行う場面で遺産分割協議書が必要になります。また後のトラブルを防ぐためにも、協議書を作成することをお勧めします。



実は不動産を母名義にすることに、兄があまりいい顔をしていません。同意してくれればいいのですが…



一般的な話をしますと、不動産を分ける方法にも色々あります。不動産を共有名義にする方法や、不動産を売却してその代金を分ける方法、不動産をもらう代わりに他の相続人に代償金を支払う方法などもあります。まずはお兄様がどうしたいか聞いてみてはどうでしょうか。

イラスト:マルヤマクマ

札幌司法書士会の活動を紹介します!

札幌司法書士会には、現在約500名の司法書士が登録しています。会員(司法書士)への業務連絡や資質向上のための研修を行っているほか、専門知識を活かして、市民に向けた活動や、法務局・裁判所・自治体・法テラス・他士業等と連携した活動を行っています。

コロポックル
バックナンバーも
当会HPで公開中!



法律相談・イベントの開催

- 法律相談窓口の設置
- 相続など身近な法律セミナー、体験型イベントの実施 など

法的な考え方を育む「法教育」

- 学校等での青少年向け法律教室
- 小学生向け親子法律教室 など

「司法書士」を知ってもらう

- 広報誌やパンフレット、インターネットによる情報提供

他団体・機関との連携

- 社会問題・消費者問題の取組み
- 災害時の相談支援
- 空き家対策 ● 中小企業支援
- 所有者不明土地対策(相続登記の推進)など

札幌司法書士会の範囲

覚えてすぐ使える!! ワンポイント手話教室

『また会いましょう』

- ①「また」
軽くにぎった手から人差し指と中指をのびながら少し横にたおす
- ②「会いましょう」
人差し指をたて、左右に向かい合わせた両手を近づけ、拳間をつける



編集後記



停電で不安な時間を過ごした胆振東部地震の日。停電復旧後、テレビをつけて目に飛び込んできたのは、司法書士が緊急の電話相談を始めるという字幕のニュースでした。この大変な状況で頑張っている同職がいる。心強く思うと同時に、他にも多くの方が同じように職務を全うしていることを実感しました。今もなお大変な思いをされている方々があります。復興に向けて実際に活動する、募金する、物を買って応援する…これからもこういった積み重ねを大切にしていきたいと思っています。 國分三恵子

突然のお知らせとなり、誠に申し訳ございませんが、今号をもちまして、コロポックルを休刊させて頂くことになりました。これまでご愛読を頂いた皆さま、配布・設置にご協力頂いた皆さま、取材・記事の制作など発行に関わった全ての皆さま、8年間本当にありがとうございました。

札幌司法書士会ではこれからも、当会の活動や、生活に役立つ身近な法律に関する情報を、HPや各種広報物、イベントの開催などを通じてお伝えしていきます。今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。(コロポックル発行委員会 一同)

面談でのご相談

札幌司法書士会法律相談センター

〈事前予約制〉 予約方法：下記予約受付の電話番号まで、希望相談日時をご予約ください。

相談無料

予約受付 **011-272-9035** 予約受付時間／月～金▶9:00～17:00
※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く

下記地区において相談をお受けしています。

- 札幌：札幌司法書士会 ※右地図参照
- 苫小牧：苫小牧市民会館
- 小樽：小樽市民センター（マリンホール）
- 室蘭：室蘭市中小企業センター
- 岩見沢：岩見沢市イベントホール赤れんが
- 夕張：若菜ふれあいサロン ほか
- 滝川：たきかわ文化センター



電話でのご相談

困りごと“ほっと”ライン〈電話相談センター〉

電話相談ダイヤル **011-211-1585**

電話相談受付時間／月～金▶13:00～16:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く

相談無料

女性司法書士による女性のための法律相談窓口 **なのはな相談センター**

女性からの法律相談および手続きに関するご相談を女性相談員がお受けします。

電話相談ダイヤル **011-522-5625**

電話相談受付時間／月▶12:00～15:00 木▶16:00～19:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く

相談無料

女性の方

空き家の困りごと

空き家相談ダイヤル

空き家の相続やトラブルなどのご相談を電話でお受けします。

電話相談ダイヤル **011-211-8763**

電話相談受付時間／月・水・金▶13:00～16:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く

相談無料

／ このようなご相談をお受けします ／

【司法書士の主な業務】 ※司法書士法第3条に定められている司法書士の業務範囲に関する相談をお受けします。

- 売買・相続などの不動産登記手続の代理
- 会社設立・役員変更などの会社・法人登記手続の代理
- 簡易裁判所における訴訟・調停・相手方との交渉の代理（140万円以下の民事事件。法務大臣認定の司法書士が行います。）
- 裁判所へ提出する書類（訴状、離婚・相続に関する申立書類等）の作成
- 認知症などで判断能力が不十分な方への成年後見制度による支援
- 遺言、賃貸借、借金・お金のトラブルなどのご相談

詳しくはホームページをご覧ください

<http://www.sihosyosi.or.jp>

札幌司法書士会

検索

